東大和市告示第３８号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、東大和市まちづくり部都市基盤課において令和８年１０月５日から令和８年１０月３０日まで（東大和市の休日に関する条例（平成３年条例第３１号）第１条第１項に規定する休日を除く。）の間、一般の縦覧に供する。

令和８年１０月５日

東大和市長　和地　仁美

路線名	起点・終点（供用開始の区間）	供用開始の期日
市　　道 第219号線	東大和市狭山4丁目1534番1先 ～東大和市狭山4丁目1534番1先	令和８年 １０月５日
市　　道 第1160号線	東大和市狭山4丁目1530番2先 ～東大和市狭山4丁目1530番7先	令和８年 １０月５日